

メロン・オフショア・ファンズ-

世界スマート債券ファンド 円投資型1306

ケイマン籍/契約型/公募/円建て 外国公社債投資信託



<管理会社>BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

1979年12月21日ケイマン諸島において設立されました。
ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。

資本金246,310円(2012年12月末日現在)

純資産の額 約30億84百万円(2011年12月末日現在)

現在、管理会社は、外国投資信託および外国投資法人(2013年1月末日現在の純資産総額約6,287億円)の管理および運用を行っています。

<投資運用会社>BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ファンドに関する投資運用業務を行います。

<副投資運用会社>スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

投資運用会社から委託を受け、ファンドに関する副投資運用業務を行います。

<受託会社>CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン) リミテッド

ファンドに関する受託業務を行います。

<管理事務代行会社/保管会社>SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

<販売会社/代行協会員>株式会社新生銀行

受益証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行います。

●ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

●メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

●EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

●この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この交付目論見書により行うファンドの円投資型1306受益証券(以下「円投資型1306」または「受益証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年4月5日に財務省関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年4月16日に関東財務局長に提出しており、平成25年4月21日にその届出の効力が生じております。

重要事項

ファンドは、主に外貨建の債券等を投資対象としています。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた債券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた債券等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「債券のリスク」「ソブリン債」「新興国市場のリスク」「非投資適格債券」「証券化商品のリスク」「期限前償還のリスク」「金利の変動」「外国為替市場とヘッジ」「派生商品」「取引相手のリスク」「投資ポートフォリオの流動性」などがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的、投資方針および主な投資対象

ファンドの投資目的は、債券(その派生商品を含みます。)の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することです。 ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれます。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券(MBS)、資産担保証券(ABS)、商業不動産担保証券(CMBS)、不動産抵当証券担保債券(CMO)、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む(ただし、これらに限りません。)多様な債券および他の債務証券(これらは、固定利付または変動利付のものであることがあります。)から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求します。

副投資運用会社が投資する債券の信用格付は、買付時において、S&PによるCCC格もしくはムーディーズによるCaa2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。 ポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。

為替取引

米ドル(ファンドのポートフォリオの表示通貨)とファンドが投資している非米ドル建ての資産の投資対象通貨との間における為替変動リスクをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う予定です。 上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンの獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨(非米ドル建て投資対象通貨を含みますが、これに限りません。)においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがあります。 その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および/または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがあります。 ファンドの米ドルに対するエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを低減させ(ただし、完全に排除するものではありません。)、日本円(円投資型受益証券の表示通貨)に対する米ドル(ファンドの表示通貨)の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う予定です。 管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の純資産総額に関して、日本円と米ドルとの間の変動による円投資型受益証券の通貨エクスポージャーをフルヘッジすることを目指しますが、当該エクスポージャーを完全に排除することはできません。 このような為替ヘッジ取引が行われる限りにおいて、米ドルが日本円に対して上昇した場合であっても、円投資型受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことにご留意ください。 また、日本円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジコストとなります。 日本円の金利が米ドルの金利よりも高い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジ収益となります。

本書の日付現在、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが一部の為替取引を管理および監視する為替管理会社に選任される予定です。 当該一部分の為替取引は、事前に管理会社が選択した一定の時刻にザ・WM・カンパニー・ピー・エル・シー(ベンチマークレート提供会社)がロイター上に公表するスポット・レートまたはその他のベンチマーク・レートに、事前に合意された通貨管理スプレッドによる調整が行われて値決めされると、管理会社は考えています。 参照レートが公表されない場合等においては、他の市場レートに基づくスポットのビッドとアスクのレートが使用されます。

外国為替取引の相手方は、複数となることがあります。 本書の日付現在、日本円と米ドルとの間の為替ヘッジ取引において、ヘッジ取引の相手方として、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが含まれることがあります。

(市況などの状況により)ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して以下の行為を行いません。

- (a) 会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得することはできません。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第4項で定義される「証券投資信託」(株式に投資しないものに限ります。)または投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの(株式に投資しないものに限ります。)については、この限りではありません。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超える場合、その投資対象を取得すること。ただし、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社は、投資対象の評価方法が付属書または英文目論見書に明確に開示されている場合には当該投資対象の取得を制限されないものとします。
- (c) ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資すること。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替されます。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。この場合の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- (d) ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行うこと。
- (e) ファンドの資産価値の50%超が、(i) 金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」（同法第2条第2項により有価証券とみなされる同項各号に掲げられた権利を除きます。）の定義に該当しない資産、または(ii) 当該有価証券に関連する金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「デリバティブ」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、その投資対象を取得または追加取得すること。
- (f) 自己またはその取締役と取引を行うこと。
- (g) 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行うこと。

株式、転換社債、ワラント、新株予約権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドの勘定で管理会社、投資運用会社または副投資運用会社が無償割当その他何らかの理由で当該証券を取得した場合、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社(場合によります。)は、可能な限り速やかに当該証券を売却するための措置を講じます。

借入制限

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は借入れ時の純資産総額の10%を超えないことを条件とします（ただし、ファンドと別の投資信託またはその他の種類の集団的投資スキームとの合併等の特殊な状況においては、一時的に（いかなる場合であっても12か月を超えないものとします。）かかる制限を超過することができます。）。

ファンドの目的・特色

運用体制

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託しています。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

同社は、クレジット債券(社債等)運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の一つであり、その他にも米国ハイイールド債(1998年運用開始)、米ドル建てエマーシング債(1991年運用開始)、現地通貨建てエマーシング債(1993年運用開始)など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2012年12月末日現在、債券運用のみに特化する95名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2012年12月末日現在で1,047億米ドル(約9.68兆円)以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

(注)米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2013年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=92.51円)によります。

分配方針

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間(以下「現分配期間」といいます。)において管理会社が決定した金額を関連する分配支払日に受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。

受益証券1口当たり分配金は、1円未満の端数を切り捨てて計算されます。原則として、毎年6月および12月の15暦日(営業日でない場合はその直後の営業日)(以下「分配基準日」といいます。)時点で円投資型1306を保有する受益者に対して分配が行われます。

2014年6月16日の分配基準日まで、分配は行われません。

(注)「営業日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者がすべて営業を行う日(土曜日または日曜日を除きます。)、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点にご留意ください。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様はに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

主なリスク要因

受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されない場合や実行されても成功を収められない場合があります。投資者は、ファンドに対する投資のすべてまたは大部分を失う可能性があります。ファンドへの投資には、以下の記述以外のリスク要因もありますので、ご注意ください。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力の市場における認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該債券の価値の評価は困難になります。したがって、このような債券の評価は概算になり、評価者によって異なることがあります。流動性のある取引市場がない債券の場合、その債券の適正価格を決定できないことがあります。

信用格付機関が債券に付与した格付には、債券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていません。債券は、格付が投資時点より下がった場合、必ずしも換金できるとは限りません。

ソブリン債

ファンドの勘定で、政府およびその機関が発行した債務証券が買付けられることがあります。新興国市場における政府の発行体によって発行される商品には、重大な経済上および政治上のリスクを伴うことがあります。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資するソブリン債務証券の発行体は、その対外債務を返済する際に困難な状況に陥ることがあります。こうした場合、特に、これらの国々は、債務の元利金の返済の繰延べ、および特定の負債の再編を余儀なくされることがあります。

新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、新興国市場の有価証券が買付けられることがあります。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、(a) 接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、(b) 現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および／または市場の変動性が大きいこと、(c) 国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、(d) 開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いこと、ならびに(e) 民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、受託者責任および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

非投資適格債券

インカムを追求するため、直接的または間接的に非投資適格債券（S&PによるBBB格未満もしくはムーディーズによるBaa格未満またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいいます。）がファンドの勘定で買付けられることがあります。そのため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求す

るという投資目的を達成することができない可能性があります。

ファンドの勘定で保有する債券の格付けが低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化した場合、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体の元利金を支払う能力が損なわれる可能性が高くなります。このような債券には、一般に大きな債務不履行リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがあります。

証券化商品のリスク

副投資運用会社は、債券、パススルー証券または不動産担保証券(以下、総称して「証券化商品」といいます。)として販売されるように債務を統合した、住宅ローン担保証券、商業用不動産担保証券、自動車ローンまたはクレジットカード債務等の契約上の債務の集合体に対して投資することがあります。証券化商品に対する投資には、期限前償還のリスク、金利リスク、モラルハザードリスクおよび債権回収業者のリスクを伴うことがあります。

期限前償還のリスク

すべての不動産担保証券には、個別の借入人がいかなる時点においても違約金なくして返済を行うことができるあらかじめ組入れられた期限前償還条項による繰上返済のリスクがあります。返済の水準によっては、かかる有価証券の全体的な残存期間および価額に対して、重大な悪影響が及ぶことがあります。繰上返済は、金利の影響を受けるため、他の債券にはない追加の金利リスクが発生することになります。

金利の変動

債券の価格は、金利の変動に基づき変化することがあります。一般的に、金利上昇時には、債券の価格は下落し、金利低下時には、債券の価格は上昇する傾向にあります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存します。

また金利の変動は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで投資するか、または空売りする派生商品の価値および価格決定にも影響を及ぼすことがあります。

外国為替市場とヘッジ

米ドル(ファンドのポートフォリオの表示通貨)とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替変動リスクをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う予定です。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンを獲得を目指して、その絶対的裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨(非米ドル建て投資対象通貨を含みますが、これに限りません。)においてその他のまたは追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがあります。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および/または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがあります。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。

上述の為替取引による通貨エクスポージャーを除くほか、管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを低減させ(ただし、完全に排除するものではありません。)、日本円に対する米ドルの下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う予定です。管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の純資産総額に関して、日本円と米ドルとの間の変動による円投資型受益証券の通貨エクスポージャーをフルヘッジすることを目指しますが、当該エクスポージャーを完全に排除することはできません。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要します。かかる市場では、流動性や価格の変動等の重大な変化が極めて短期間に発生することがあり、数分の間に発生することも少なくありません。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利リスクおよび、現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性も含みますが、これらに限定されません。

派生商品

副投資運用会社は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引(先物、先渡、

投資リスク

オプションおよびスワップを含みますがこれらに限りません。)において適切なポジションをとることができます。

派生商品では取引を実行する際に支払う金銭、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。

投資ポートフォリオの流動性

比較的低流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的低流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

運用実績

ファンドは2013年6月21日から運用を開始するため、投資有価証券の主要銘柄、純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移、分配の推移ならびに収益率の推移については、該当事項はありません。

ご購入の申込期間	2013年4月22日(月曜日)から2013年6月20日(木曜日)まで (注)ファンドは、米国の市民、居住者もしくは法人、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない方に限り、ご購入できます。詳細は、請求目論見書の適格投資家に係る記載をご参照ください。
ご購入(お申込み)単位	1口以上1口単位
ご購入(お申込み)価格	受益証券1口当たり1万円
ご購入(お申込み)代金	2013年6月20日までに、申込金額をお支払いください。
ご換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
ご換金(買戻し)価格	原則として買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格 円投資型1306の存続期間中(ただし、2018年6月21日を除きます。)のご換金の場合には、条件付後払申込手数料がかかります。 なお、「買戻日」とは、設定日の翌営業日に開始する各営業日またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
ご換金(買戻し)代金	販売会社は、買戻日(換金請求日)から起算して日本における9営業日目から、買戻代金を支払います。 なお、買戻日(換金請求日)の日本における翌営業日が、通常、国内約定日(販売会社が換金注文の成立を確認した日)となります。
申込締切時間	原則として、午後2時までに申込みが行われ、かつ、お申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。
ご換金(買戻し)制限	クローズド期間はありません。 いずれかの買戻日に受領した買戻請求書がすべての発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、当該買戻日およびその後の買戻日に受益証券の買戻しを行わない旨を決定することができます。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後の買戻日における受益証券1口当たり純資産価格に相当する買戻価格で買い戻されます。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止・取消し	管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の算定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、買戻代金の支払期間を延長することができます。 (a)ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖(通例の週末および休日の休場を除きます。)、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間 (b)ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間 (c)投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合 (d)ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間
信託期間	円投資型1306の存続期間は、5年間です(円投資型1306の発行日は、2013年6月21日です。)。発行日から5年後の応当日(2018年6月21日)(当日が営業日でない場合は、直前の営業日)において強制的買戻しによって終了します。 ファンドの信託期間は、メロン・オフショア・ファンズの基本信託証書の締結日(2003年10月14日)より150年間 (なお、ファンドの設定日は2013年6月21日です。)

繰上償還	ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。 (a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合 (b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合 (c) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、代わりの受託会社を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合 (d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、代わりの管理会社を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合 (e) 適用法により要求される場合 (注) ファンドの終了において受益証券に関して手数料が課される場合があります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用、ご換金(買戻し)手数料」をご覧ください。 また、ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。 (a) 受益証券の販売会社としての販売会社の職務が、管理会社による後任の販売会社の選任がなされずに終了した場合 (b) ファンドの代行協会員としての代行協会員の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合 (c) ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合 <u>円投資型1306の終了</u> 管理会社は、円投資型1306に帰属すべき純資産総額が、管理会社によるその単独の裁量において随時決定する金額を下回った場合および管理会社が円投資型1306を終了することが円投資型1306の受益者の利益になると決定した場合、強制的買戻しによって終了することができます。
決算日	毎年11月30日
分配	受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配は、6月および12月の15日(営業日でない場合はその直後の営業日)時点で受益者名簿に登録されている円投資型1306の受益者に対して行われます。初回は2014年6月を予定しています。
信託金の限度額	信託金の限度額は、特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年11月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社を通じて投資者にお渡しします。
課税関係	本書の日付現在では、課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です(開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。)

投資者が直接的に負担する費用			
ご購入(お申込み)手数料	購入時の申込手数料はかかりません。ただし、円投資型1306の存続期間中(ただし、2018年6月21日を除きます。)のご換金の場合には、下記の条件付後払申込手数料がかかります。		
ご換金(買戻し)手数料 (条件付後払申込手数料)	条件付後払申込手数料は、購入価格に下記の表の料率をかけて算出されます。本書の日付現在では、日本の消費税および地方消費税は条件付後払申込手数料に対して課せられません。		
	買戻日(換金請求日)		条件付後払申込手数料
	2014年6月20日まで		3.00%
	2014年6月21日から2015年6月20日まで		2.50%
	2015年6月21日から2016年6月20日まで		2.00%
	2016年6月21日から2017年6月20日まで		1.50%
	2017年6月21日から2018年6月20日まで		1.00%
	(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。 (注2) ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券(ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。)のすべてに(ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ)条件付後払申込手数料(もしあれば)が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、(a) 条件付後払申込手数料は当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、(b) その後は各発行日から5年未満の期間に行われる受益証券の買戻しに対しては、条件付後払申込手数料は課されません。 (注3) 円投資型1306の終了まで保有した場合、条件付後払申込手数料はかかりません。		
信託財産留保額	該当ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
管理報酬等	日々の純資産総額に対して、 <u>年率1.87%</u> を乗じた額がファンド資産より控除されます。以下はその内訳であり、年率表示です。		
管理・投資運用報酬	0.63%	代行協会員報酬	0.20%
販売報酬	0.30%	販売管理報酬	0.64%
管理事務代行報酬	0.05%	保管報酬	0.05%
受託報酬	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.01%</u> (ただし、 <u>最低年間報酬額を10,000米ドル</u> とします。)		
その他の費用・手数料	以下のその他の費用がファンド資産より控除されます。 ・取引手数料 ・目論見書の作成、印刷費用 ・弁護士費用 ・監査費用 ・税金 ・ファンドの設立費用等 上記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率もしくは上限額等を示すことができません。		

・上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるほか、受益証券の保有期間に応じて異なるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができません。

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時および償還時	所得税および住民税	利子所得として課税 分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して20.315%
換金(買戻し)時	所得税および住民税	非課税

・上記は、2013年4月5日現在のものです。2016年1月1日以後は、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%の所得税および住民税が課せられます。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

